

「週休2日制モデル工事」試行要領（令和2年4月 富山県土木部）

1 背景・目的

建設界における、完全週休2日制の普及・実現に向けて、発注者が支援するモデル工事を試行する。

2 週休2日制モデル工事の概要

原則、対象工事現場において、週休2日（4週8休）を確保することとする。（やむを得ず、4週7休、4週6休となった場合は、変更設計にて精算する。）

このうち、完全週休2日を取得した工事については、工事成績評定において、さらなる加点を行うこととする。

『用語の定義』

週休2日：対象期間において、4週8休の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4週8休：土・日に限定せず、1週間のうち2日間は、工事現場を閉所し、対象期間の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
ただし、休日は偏り等（工期の始まりや工期末での偏った休日設定）が生じないようにすること。また、1週間のうち2日の休日を確保できない週がある場合は、原則、振替休日を前後の週で確保するものとする。

4週7休：土・日に限定せず、対象期間の現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上、28.5%（8日/28日）未満の水準に達する状態をいう

4週6休：土・日に限定せず、対象期間の現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上、25.0%（7日/28日）未満の水準に達する状態をいう

完全週休2日：土・日に、工事現場を閉所し、現場作業を行わないこと。

現場閉所：材料搬入を含め、一切の現場作業を行わない状態であり、例えば交通安全施設の点検や排水ポンプの作動確認など現場パトロールのみを行う場合は、現場閉所として取り扱う。

対象期間：工事着手日から現場完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期間をいう。

- ・年末年始6日間、夏期休暇3日間
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間

- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全体を一時中止している期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

工事着手日 : 工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

現場完了日 : 工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

3 試行対象工事

【発注者指定型】

下記事項に該当する工事は対象外とし、特記仕様書に「週休2日制の実施を受注の条件とする」と明示した工事

【受注者希望型】

発注者指定型以外の工事で、受注者が工事着手日前に、工事打合せ簿にて、週休2日制モデル工事を希望され、受発注者協議の上、試行対象とする工事。ただし、下記事項に該当する工事は対象としない。

なお、港湾工事において試行を実施する場合は、受注者希望型とする。

- ・現場条件（出水期や関連工事等）に支障がある工事。
- ・災害復旧等の緊急を要する工事。
- ・現場作業が概ね4週未満の工事。

4 試行工事の実施

4.1 発注者指定型の場合

【4.1.1 発注時】

(1) 工期設定

県で定めた標準工期試算式（工種ごと）を用いて、工期を設定する。

ただし、該当する工種が無い場合は、施工数量を日当り作業量で除し、それらの合計に作業不可能率1.8（舗装は1.9）を乗じ、準備期間及び後片付け期間（下表参考）を加えて、工期を設定する。

また、各現場の諸条件を考慮し、工期を設定する。漁港工事については、国に準じて工期を変更しない。

準備日数	後片付日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）
70		PC橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

※「建設工事における適切な工期設定等のためのガイドライン」より

(2) 工事費の積算

それぞれの経費を、以下のとおり補正する。

労務費	1.05 倍
機械経費（賃料）	1.04 倍
共通仮設費	1.04 倍
現場管理費	1.06 倍

漁港工事については、以下のとおり補正する。

労務費	1.05 倍
-----	--------

ただし、高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員については補正の対象としない。

(3) 条件の明示

特記仕様書に「週休2日制モデル工事」であることを明示する。（以下の5記載例のとおり）

【4.1.2 契約から工事完成まで】

(1) 工事看板の設置

受注者は、現地着工時、「別図」を参考とし、「週休2日制モデル工事」である旨を記載した工事看板を設置する。

(2) 休日取得計画（実績）書の提出

受注者は、施工計画書の提出にあわせて、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画を「別紙1」（計画書の休日：○）に記載し、提出する。

また、各月の履行報告にあわせて、休日取得実績を「別紙1」（実施書の休日：●）に記載し、提出する。

なお、現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、休日取得実績を提出する。

受注者は、休日取得実績を提出する際、作業日報あるいは現場の休工を証明する記録簿等を監督員に提示する。

(3) 「現場閉所率」及び「完全週休2日」の確認方法

監督員は、休日取得実績に基づき、「現場閉所率」及び「完全週休2日」それぞれの実績を確認する。

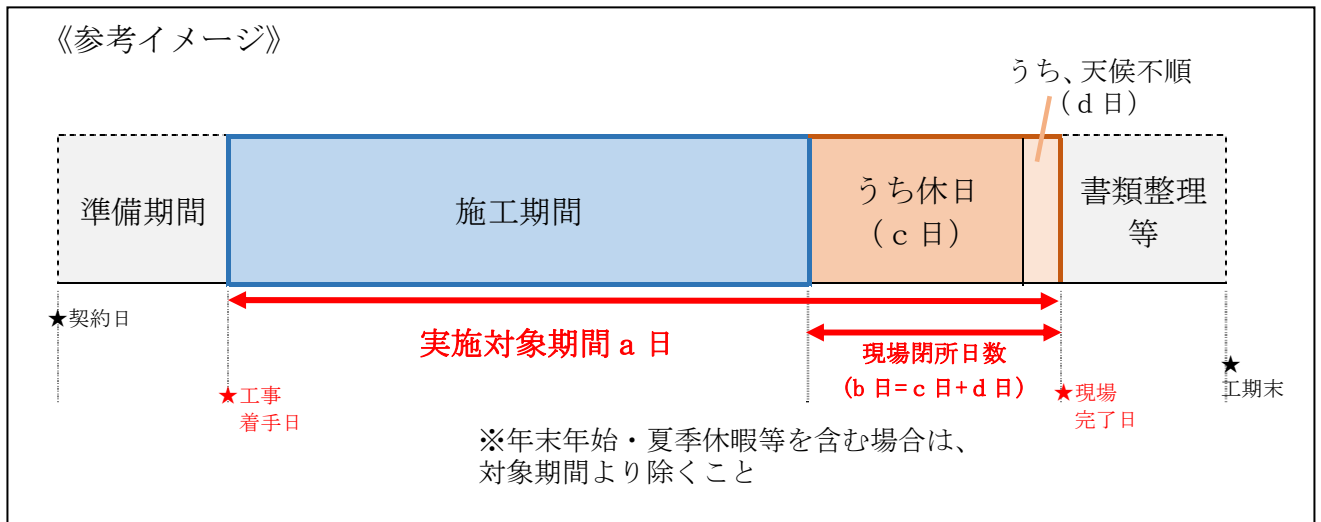
『現場閉所率』の確認方法

$$\text{現場閉所率（％）} = \text{現場閉所日数（b）}^{*2} \div \text{実施対象期間（a）}^{*1}$$

4週8休・・・現場閉所率 28.5%以上
4週7休・・・現場閉所率 25.0%以上、28.5%未満
4週6休・・・現場閉所率 21.4%以上、25.0%未満

※1 実施対象期間（a）とは、工事着手日から現場完了日のうち、年末年始6日間・夏期休暇3日間等を除いた期間をいう。

※2 現場閉所日数（b）とは、原則として、1週間のうち2日間、現場を閉所した日数であり、その週で確保できない場合は、前後の週に限り、現場閉所日の振替を行うことができる。



『完全週休2日』の確認方法

$$\text{達成率} = \text{土日の現場閉所日数} \div \text{対象期間内の土日の日数} \times 100$$

(4) 精算変更

4週8休（現場閉所率 28.5%以上）が達成されなかった場合、監督員は、以下のとおり減額変更を行う。

- ・4週7休（現場閉所率 25.0%以上、28.5%未満）の現場閉所の場合、以下のとおりとする。

労務費	1.03 倍
機械経費（賃料）	1.03 倍
共通仮設費	1.03 倍
現場管理費	1.04 倍

- ・4週7休未満（現場閉所率 25.0%未満）の現場閉所の場合、以下のとおりとする。

労務費	1.00 倍
機械経費（賃料）	1.00 倍
共通仮設費	1.00 倍
現場管理費	1.00 倍

- ・漁港工事については、以下のとおりとする。

労務費 1.00 倍

【4.1.3 工事完成後】

(1) 工事成績評価

○4週8休を達成した場合

第1次評価者は、創意工夫で2点を加算する。

○4週7休を達成した場合

第1次評価者は、創意工夫で1点を加算する。

◎完全週休2日を達成した場合

達成率が100%の場合、4週8休の評価に加え、第2次評価者は、社会性で5点を加算する。

- 4週8休を達成できなかった場合でも減点しない。

(2) アンケート

受注者は、工事完成後14日以内にアンケート「別紙2」を提出する。

4. 2 受注者希望型の場合

【4.2.1 契約から工事完成まで】

(1) 工期の変更

受注者は、試行工事の実施を希望する場合、現場代理人届等の提出時、工事打合せ簿により協議を行う。発注者は、試行の実施を承諾した場合、速やかに、工期を4.1.1(1)に示す方法で計算し変更する。

ただし、港湾工事については、国に準じて工期を変更しない。

(2) 工事看板の設置

発注者指定型と同様（4. 1を参照）

(3) 休日取得計画（実績）書の提出

発注者指定型と同様（4. 1を参照）

(4) 「現場閉所率」及び「完全週休2日」の確認方法

発注者指定型と同様（4. 1を参照）

(5) 精算変更

4週8～6休が達成された場合、以下の補正係数を乗じて設計変更を行う。

・ 4週8休の現場閉所が達成できた場合

労務費	1.05 倍
機械経費（賃料）	1.04 倍
共通仮設費	1.04 倍
現場管理費	1.06 倍

・ 4週7休の現場閉所が達成できた場合

労務費	1.03 倍
機械経費（賃料）	1.03 倍
共通仮設費	1.03 倍
現場管理費	1.04 倍

・ 4週6休の現場閉所が達成できた場合

労務費	1.01 倍
機械経費（賃料）	1.01 倍
共通仮設費	1.02 倍
現場管理費	1.03 倍

・ 港湾、漁港工事については、4週8休の現場閉所が達成できた場合のみ以下のとおり増額変更を行う。

労務費	1.05 倍
-----	--------

ただし、高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員については補正の対象としない。

【4.2.2 工事完成后】

(1) 工事成績評定

発注者指定型と同様（4. 1を参照）

(2) アンケート

発注者指定型と同様（4. 1を参照）

5 特記仕様書への記載例

発注者指定型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事

- 1 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、週休2日制の実施を受注の条件とする。
- 2 モデル工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」試行要領（令和2年4月 富山県土木部）に基づくものとする。この試行要領は、富山県土木部建設技術企画課のホームページの『「週休2日制モデル工事」についてのお知らせ』から入手できる。
(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/index.html)
- 3 受注者は、工事完成后14日以内にアンケート「別紙2」を提出する。

6 試行工事における留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月15日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降に作成する設計書から適用する。